

信用保証契約の錯誤

／反社排除

一・本日の法律問題

金融機関であるX社は、顧客Yへの融資を実行するにあたり、Y信用保証協会との間で保証契約を締結していたが、後日、Yが暴力団関係者であることが判明し、融資金の回収も困難となつたため、Yに対しても保証債務の履行を求めたところ、Yが同保証契約は要素の錯誤にあたり無効であるなどと主張して支払いを拒んできた。

そのため、X社では、対応を協議するため、関係部署が集まつて社内会議が開かれ、法務部の公平が担当となつて方針の検討が行われているところである。

なお、平成一九年に政府が定めた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を受け、金融機関や信用保証協会では反社会的勢力排除に取り組んでおり、本件保証契約でも反社排除条項が設けられていたが、事後的に反社会的勢力であることが判明した場合についての取り決めまではなされていなかつた。

は判らなかつた事情で一方にのみ負担を負わせるという結論はどう考えても不合理です。

二・最高裁判例

公平 本件と同様の問題は、既に裁判で争われており高裁での判断は分かれていました。そのため、平成二八年一月一二日、最高裁で四件の判決が出され、保証契約の意思表示に要素の錯誤は認めないこととされ、判断が統一されました。

最高裁は、いずれも上記の判例を引用した上で、「主債務者が誰であるかは契約の内容である保証債務の一要素となるものではないことはその主債務者に関する事情の一つであつて、これが当然に同契約の内容となつてゐるということはできない。：主債務者が反社会的勢力であることが事後的に判明する：場合の取り扱いについて定めが置かれていない：ことからすると：誤認があつたことが事後的に判明したことまでをX-Yが前提としていたとはいえない。：そうすると、Zが反社会的勢力でないことというYの動機は、それが明示又は默示に表示されていったとしても、当事者の意思解釈上、これが本件各保証契約の効力を否定されることまでをX-Yが前提としていたといい」と判示しました。

つまり、動機が表示されていても直ちに契約の無効までは認めないとして從来

づいて審査を行つたにも関わらず、事後的に反社会的勢力であることが判明した本件のようなケースで保証を受けられないので、融資の審査を厳しくせざるを得ないが、それでは金融支援を求める事業者を害する結果になつてしまふ。「錯誤」など認められても良いものか、法律はどうなつてゐるのか。

公平 はい 民法九五条に規定があり、「法律行為の要素に錯誤があつた場合は無効（ただし表意者に重大な過失があつたときは無効を主張できない）」とされています。

よく問題になるのは、本件のような内心

の動機に錯誤がある場合（「動機の錯誤」）ですが、従来の判例は「動機の錯誤が法律行為の無効を来たすためには、その動機が明示又は默示に法律行為の内容とされていて、若し錯誤がなかつたならば表意者はその意思表示をしなかつたであろうと認められる場合でなければならぬ」としています（最高裁昭和三七年一二月二十五日、集民六三号九五三頁）。

これはどういうことかと言いますと、内心的動機は相手には分からぬため動機の錯誤を全て無効としてしまうと取引の安全を害するので、原則として要素の錯誤とは認めないが、法律行為の内容となつてゐる場合であればその様な心配もないため表意者保護を優先して無効主張を認めようということです。

公平 おそらく、「Yが反社会的勢力でないこと」が本件保証契約の前提であることにについては、双方の共通認識があつたため法律行為の内容になつていると主張するのでしよう。

役員 では、本件でYは、「動機が法律行為の内容になつている」と主張しているのか。それはどういうことかな。

公平 おそらく、「Yが反社会的勢力でないこと」が本件保証契約の前提であることにについては、双方の共通認識があつたため法律行為の内容になつていると主張するのでしよう。

役員 訴訟になつた場合、Yの主張が認められる可能性はどの程度あるだろうか。

公平 保証契約には反社排除条項があり、反社会的勢力に該当する場合には契約をしないことは明示されているため、事後的に判明した本件の場合でも、錯誤無効が認められてしまう可能性は十分あり得ます。しかし、いずれも金融のプロフェッショナルとして反社排除の義務を負う両当事者において、契約当時に定めが置かれました（新九五条二項）。

役員 表示があれば取り消せることが明文化されるると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要はあります。

役員 なるほど、なるほど、バランスは分かるが実務的には問題が残つたな。

四・民法改正

公平 ところでは、現在国会で審議中の民法改正案では錯誤を取り消す事由とした上で、動機の錯誤に關しては「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、しかしこれも金融のプロフェッショナルとして反社排除の義務を負う両当事者において、契約当時に

今回、反社会的勢力排除条項に関する明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 表示があれば取り消せることが明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 なるほど、なるほど、バランスは分かるが実務的には問題が残つたな。

公平 ところでは、現在国会で審議中の民法改正案では錯誤を取り消す事由とした上で、動機の錯誤に關しては「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、しかしこれも金融のプロフェッショナルとして反社排除の義務を負う両当事者において、契約当時に

今回、反社会的勢力排除条項に関する明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 表示があれば取り消せることが明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 なるほど、なるほど、バランスは分かるが実務的には問題が残つたな。

公平 ところでは、現在国会で審議中の民法改正案では錯誤を取り消す事由とした上で、動機の錯誤に關しては「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、しかしこれも金融のプロフェッショナルとして反社排除の義務を負う両当事者において、契約当時に

今回、反社会的勢力排除条項に関する明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 表示があれば取り消せることが明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 なるほど、なるほど、バランスは分かるが実務的には問題が残つたな。

公平 ところでは、現在国会で審議中の民法改正案では錯誤を取り消す事由とした上で、動機の錯誤に關しては「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、しかしこれも金融のプロフェッショナルとして反社排除の義務を負う両当事者において、契約当時に

今回、反社会的勢力排除条項に関する明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 表示があれば取り消せることが明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 なるほど、なるほど、バランスは分かるが実務的には問題が残つたな。

公平 ところでは、現在国会で審議中の民法改正案では錯誤を取り消す事由とした上で、動機の錯誤に關しては「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、しかしこれも金融のプロフェッショナルとして反社排除の義務を負う両当事者において、契約当時に

今回、反社会的勢力排除条項に関する明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 表示があれば取り消せることが明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 なるほど、なるほど、バランスは分かるが実務的には問題が残つたな。

公平 ところでは、現在国会で審議中の民法改正案では錯誤を取り消す事由とした上で、動機の錯誤に關しては「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、しかしこれも金融のプロフェッショナルとして反社排除の義務を負う両当事者において、契約当時に

今回、反社会的勢力排除条項に関する明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 表示があれば取り消せることが明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 なるほど、なるほど、バランスは分かるが実務的には問題が残つたな。

公平 ところでは、現在国会で審議中の民法改正案では錯誤を取り消す事由とした上で、動機の錯誤に關しては「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、しかしこれも金融のプロフェッショナルとして反社排除の義務を負う両当事者において、契約当時に

今回、反社会的勢力排除条項に関する明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 表示があれば取り消せることが明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 なるほど、なるほど、バランスは分かるが実務的には問題が残つたな。

公平 ところでは、現在国会で審議中の民法改正案では錯誤を取り消す事由とした上で、動機の錯誤に關しては「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、しかしこれも金融のプロフェッショナルとして反社排除の義務を負う両当事者において、契約当時に

今回、反社会的勢力排除条項に関する明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 表示があれば取り消せることが明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 なるほど、なるほど、バランスは分かるが実務的には問題が残つたな。

公平 ところでは、現在国会で審議中の民法改正案では錯誤を取り消す事由とした上で、動機の錯誤に關しては「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、しかしこれも金融のプロフェッショナルとして反社排除の義務を負う両当事者において、契約当時に

今回、反社会的勢力排除条項に関する明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 表示があれば取り消せることが明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 なるほど、なるほど、バランスは分かるが実務的には問題が残つたな。

公平 ところでは、現在国会で審議中の民法改正案では錯誤を取り消す事由とした上で、動機の錯誤に關しては「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、しかしこれも金融のプロフェッショナルとして反社排除の義務を負う両当事者において、契約当時に

今回、反社会的勢力排除条項に関する明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 表示があれば取り消せることが明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 なるほど、なるほど、バランスは分かるが実務的には問題が残つたな。

公平 ところでは、現在国会で審議中の民法改正案では錯誤を取り消す事由とした上で、動機の錯誤に關しては「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、しかしこれも金融のプロフェッショナルとして反社排除の義務を負う両当事者において、契約当時に

今回、反社会的勢力排除条項に関する明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 表示があれば取り消せることが明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 なるほど、なるほど、バランスは分かるが実務的には問題が残つたな。

公平 ところでは、現在国会で審議中の民法改正案では錯誤を取り消す事由とした上で、動機の錯誤に關しては「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、しかしこれも金融のプロフェッショナルとして反社排除の義務を負う両当事者において、契約当時に

今回、反社会的勢力排除条項に関する明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 表示があれば取り消せることが明文化されると、改正法の下では同様の事例で錯誤が認められるリスクは高まるということか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書を見直して「反社会的勢力でないこと」が事後的に分かつた場合の取り扱いについて定めておく必要があります。

役員 なるほど、なるほど、バランスは分かるが実務的には問題が残つたな。

公平 ところでは、現在国会で審議中の民法改正案では錯誤を取り消す事由とした上で、動機の錯誤に關しては「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、しかしこれも金融のプロフェッショナルとして反社排除